

水道料金の改定について

松戸市水道事業運営審議会

目 次

	ページ		ページ
1 水の使用実態の変化について		2 料金体系について	
(1) 業務量の変化について		(1) 一部料金制と二部料金制	13 ~ 14
① 給水人口の推移	1	(2) 用途別料金体系と口径別料金体系	15
② 給水戸数の推移	2	(3) 基本水量制について	16 ~ 17
③ 給水人口と給水収益	3	(4) 松戸市水道部における水道料金の変遷	18
		(5) 近隣水道事業体の料金体系	19
(2) 水需要の減少について		3 水道料金の比較について	
① 少子高齢化の進展		(1) 市水と県水の水道料金比較	20 ~ 21
ア 給水区域内年齢別人口	4	(2) 近隣水道事業体の水道料金比較	
イ 給水区域内年齢階層別人口割合の推移	5	① 口径13mm	22
② 一般家庭における節水型機器の普及		② 口径20mm	23
ア 家庭で使う水の割合	6	③ 口径25mm	24
イ トイレ～洗濯	7 ~ 10	(3) 千葉県内水道料金比較	25 ~ 26
③ 基本水量内使用者件数の増加		4 水道料金改定のポイント	
ア 大口需要者（ベスト30）使用水量合計の推移	11	(1) ポイント1 料金体系について	27 ~ 29
イ 基本水量内使用者件数の推移	12	(2) ポイント2 基本水量制について	30 ~ 31
		(3) ポイント3 従量料金について	32 ~ 34

1. 水の使用実態の変化について

(1) 業務量の変化について

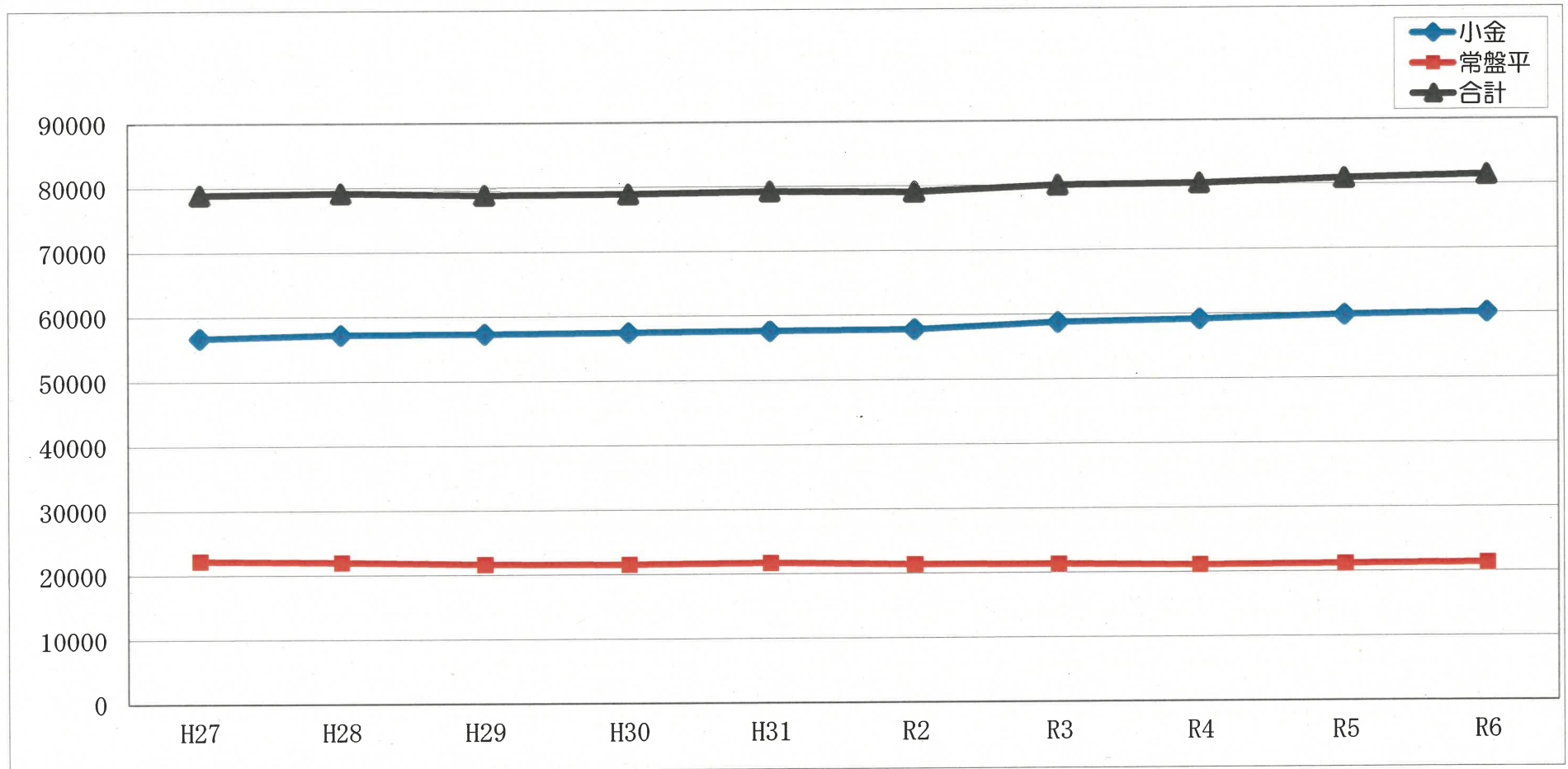
①給水人口の推移

②給水戸数の推移

③給水人口と給水収益

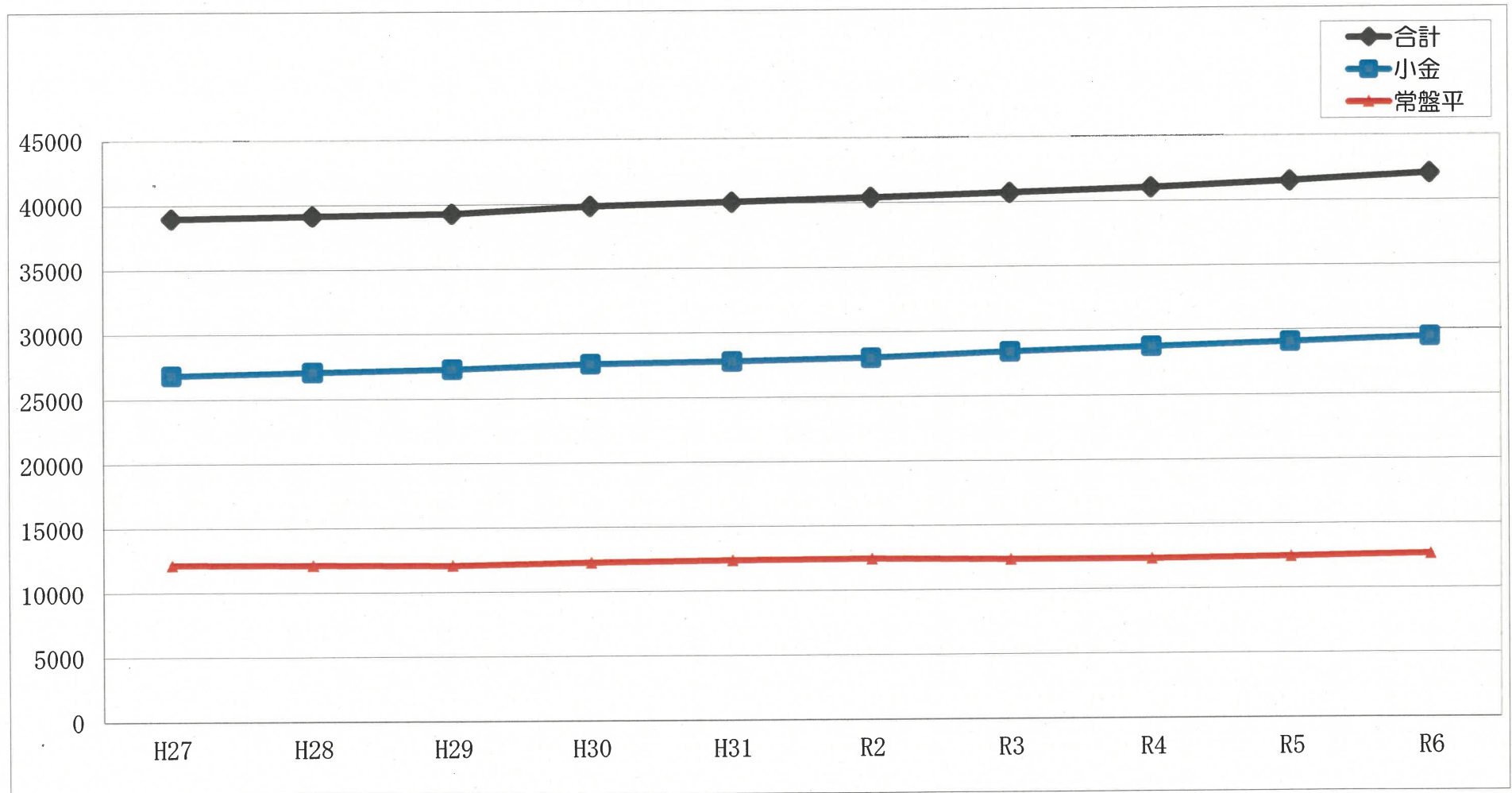
給水人口の推移

小金地区は微増傾向にありますが、常盤平地区は横ばいに推移しており、両地区合計では微増傾向にあります。
令和6年度末現在、小金地区60,078人、常盤平地区21,291人、合計で81,369人です。



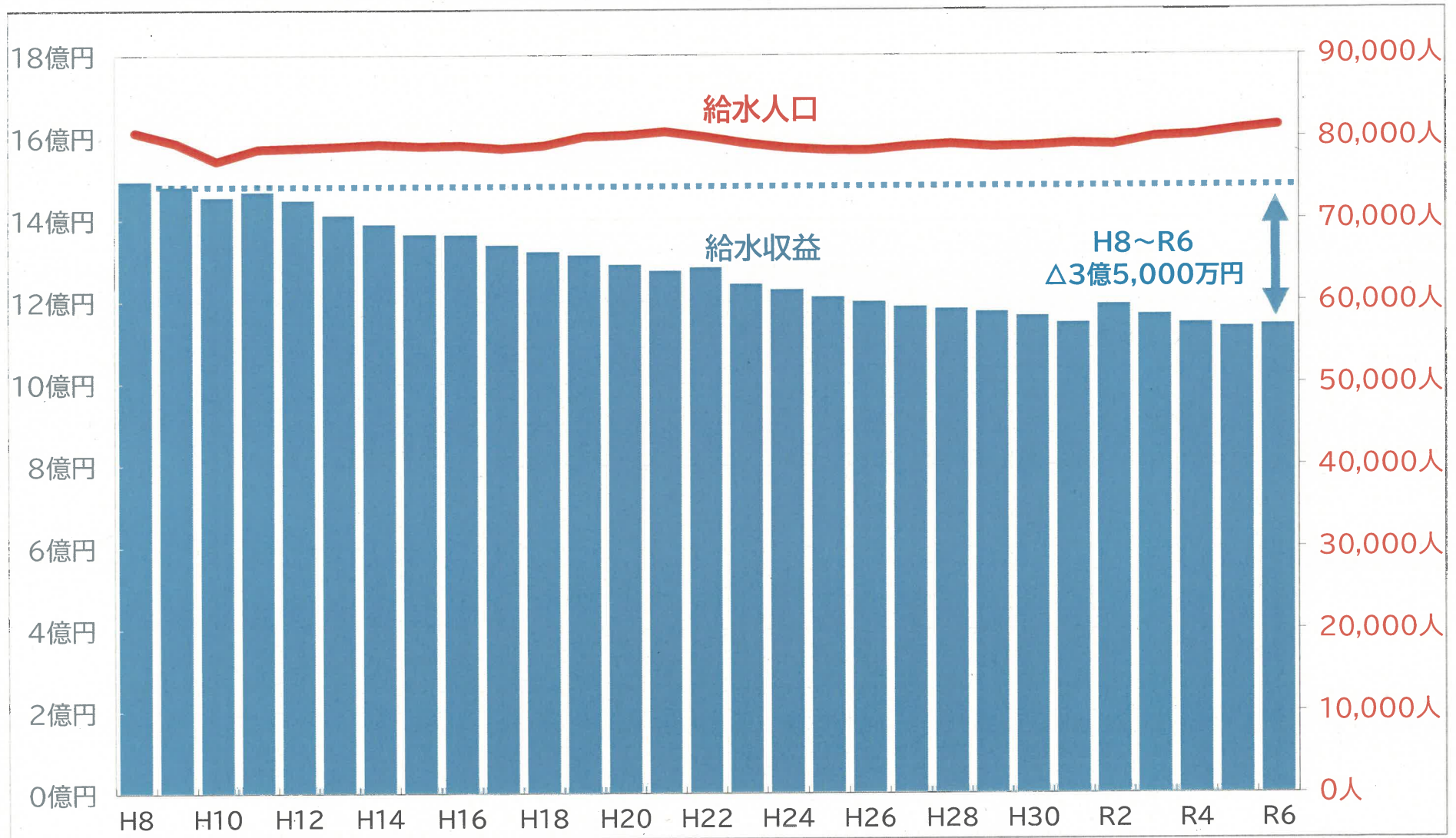
給水戸数の推移

小金地区は微増傾向、常盤平地区は横ばいに推移しており、両地区合計では微増傾向にあります。
令和6年度末現在、小金地区29,429戸、常盤平地区12,613戸、合計で42,042戸です。



給水人口と給水収益

給水人口につきましては横ばいから微増傾向となっています。一方、給水収益につきましては、右肩下がり減少しており、平成8年度から令和6年度までに約3億5千万円減少しました。



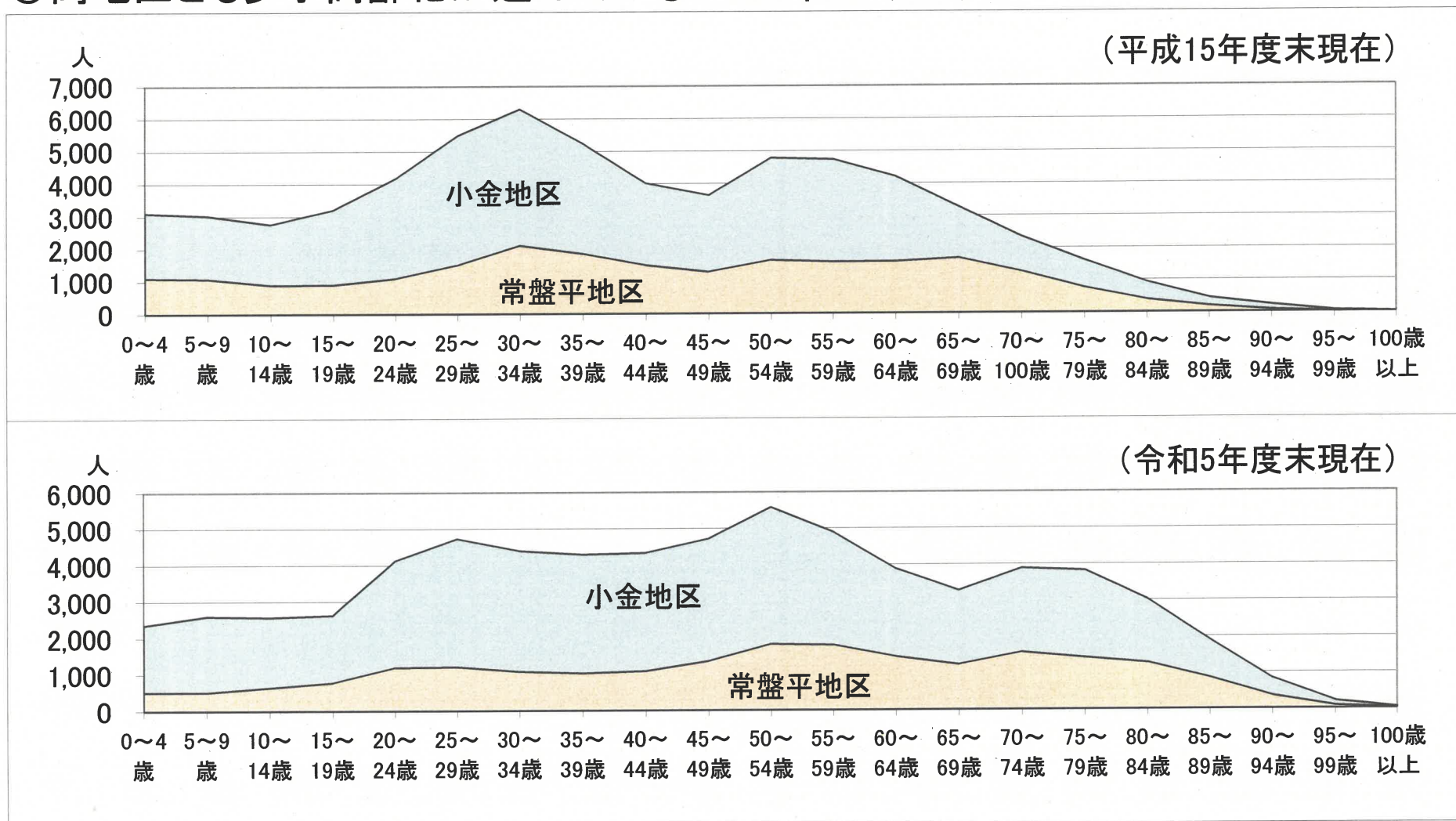
1. 水の使用実体の変化について

(2) 水需要の減少について

- ① 少子高齢化の進展
- ② 一般家庭における節水型機器の普及
- ③ 大口需要者（ベスト30）使用水量合計の推移
- ④ 基本水量内使用者割合の推移

給水区域内年齢別人口

◎両地区とも少子高齢化が進んでいることがわかります。



給水区域内年齢3区分別の人口及び人口割合の推移

小金地区 年齢3区分別人口

80,000 人
70,000 人
60,000 人
50,000 人
40,000 人
30,000 人
20,000 人
10,000 人
0 人

	H1	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R5
■高齢者人口	3,686	4,874	6,570	8,821	11,522	14,483	16,478	16,938
■生産年齢人口	43,012	45,599	45,057	45,745	44,176	42,603	42,482	43,531
□年少人口	11,451	9,992	8,837	8,881	8,755	7,929	7,619	7,522

常盤平地区 年齢3区分別人口

30,000 人
25,000 人
20,000 人
15,000 人
10,000 人
5,000 人
0 人

	H1	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R5
■高齢者人口	1,628	2,149	3,126	4,355	5,339	6,309	6,952	6,776
■生産年齢人口	19,541	19,122	16,740	15,021	13,982	13,852	12,766	12,734
□年少人口	4,883	4,280	3,347	3,067	2,884	2,562	2,023	1,663

小金地区 年齢3区分別人口割合

100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%

	H1	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R5
■高齢者人口	6.3%	8.1%	10.9%	13.9%	17.9%	22.3%	24.8%	24.9%
■生産年齢人口	74.0%	75.4%	74.5%	72.1%	68.5%	65.5%	63.8%	64.0%
□年少人口	19.7%	16.5%	14.6%	14.0%	13.6%	12.2%	11.4%	11.1%

常盤平地区 年齢3区分別人口割合

100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%

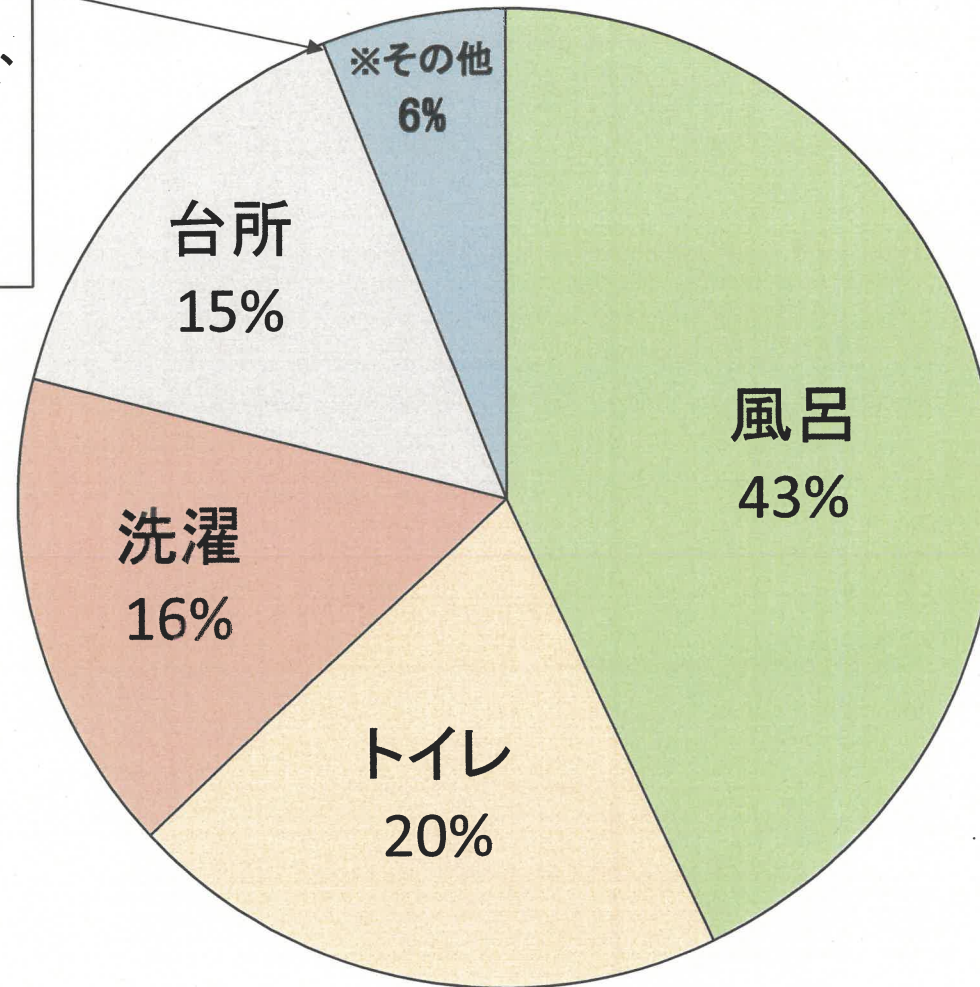
	H1	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R5
■高齢者人口	6.3%	8.4%	13.5%	19.4%	24.0%	27.8%	32.0%	32.0%
■生産年齢人口	75.0%	74.8%	72.1%	66.9%	63.0%	61.0%	58.7%	60.1%
□年少人口	18.7%	16.8%	14.4%	13.7%	13.0%	11.3%	9.3%	7.9%

※年少人口(15歳未満) 生産年齢人口割合(15~64歳) 高齢者人口割合(65歳以上)

家庭で使う水の割合

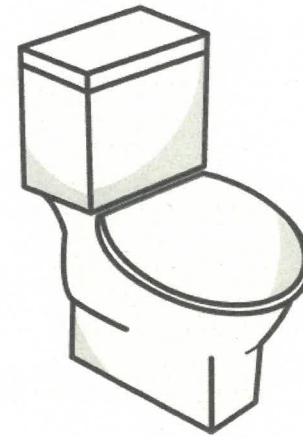
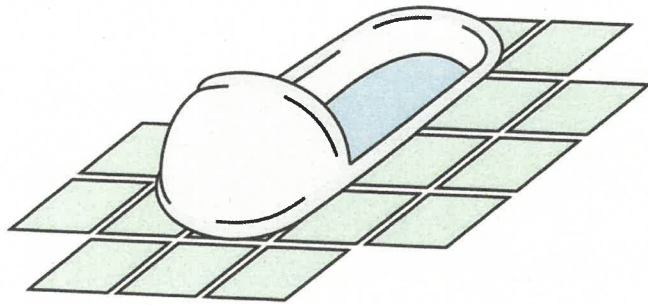
◎風呂、トイレ、洗濯、台所で、全体の94%を占める

※その他……洗面、
手洗い、歯磨き、
水まき、洗車、料
理用、飲用など



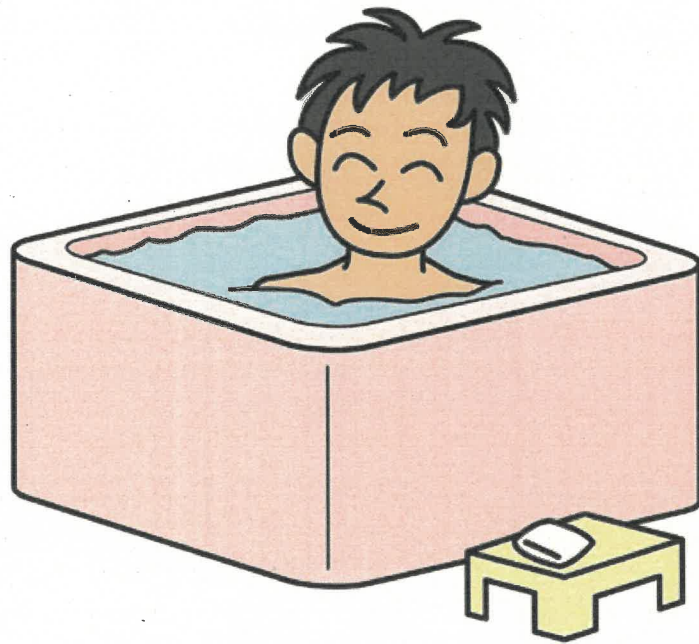
出典：東京都水道局 一般家庭水使用目的別実態調査(令和3年度)

トイレ



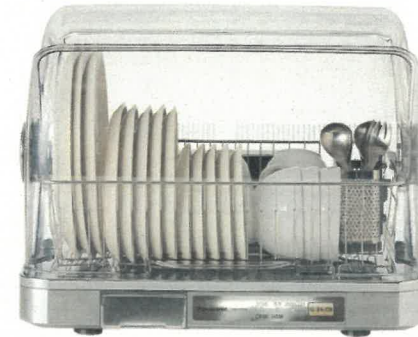
従来型		節水型
13ℓ	平均使用水量 (1回)	6ℓ
15,184円	年間使用料 (家族4人、1日5回使用)	7,008円

風呂



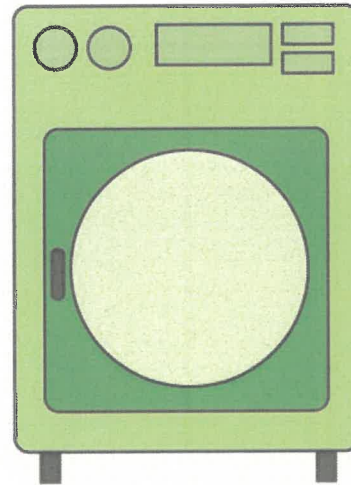
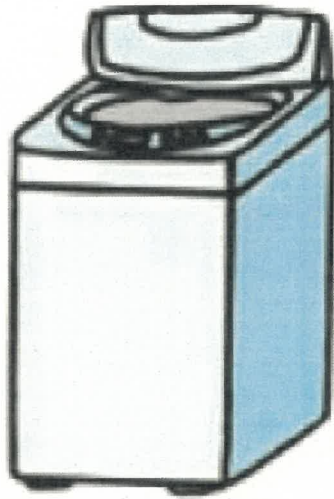
風呂			シャワー
大	小		
300ℓ	200ℓ	平均使用水量 (1回)	36ℓ (3分)
17,520円	11,680円	年間使用料 (1日1回使用)	2,102円

台所



食器手洗い		食器洗い乾燥機
30ℓ (5分)	平均使用水量 (1回)	12ℓ
5,256円	年間使用料 (1日3回使用)	2,102円

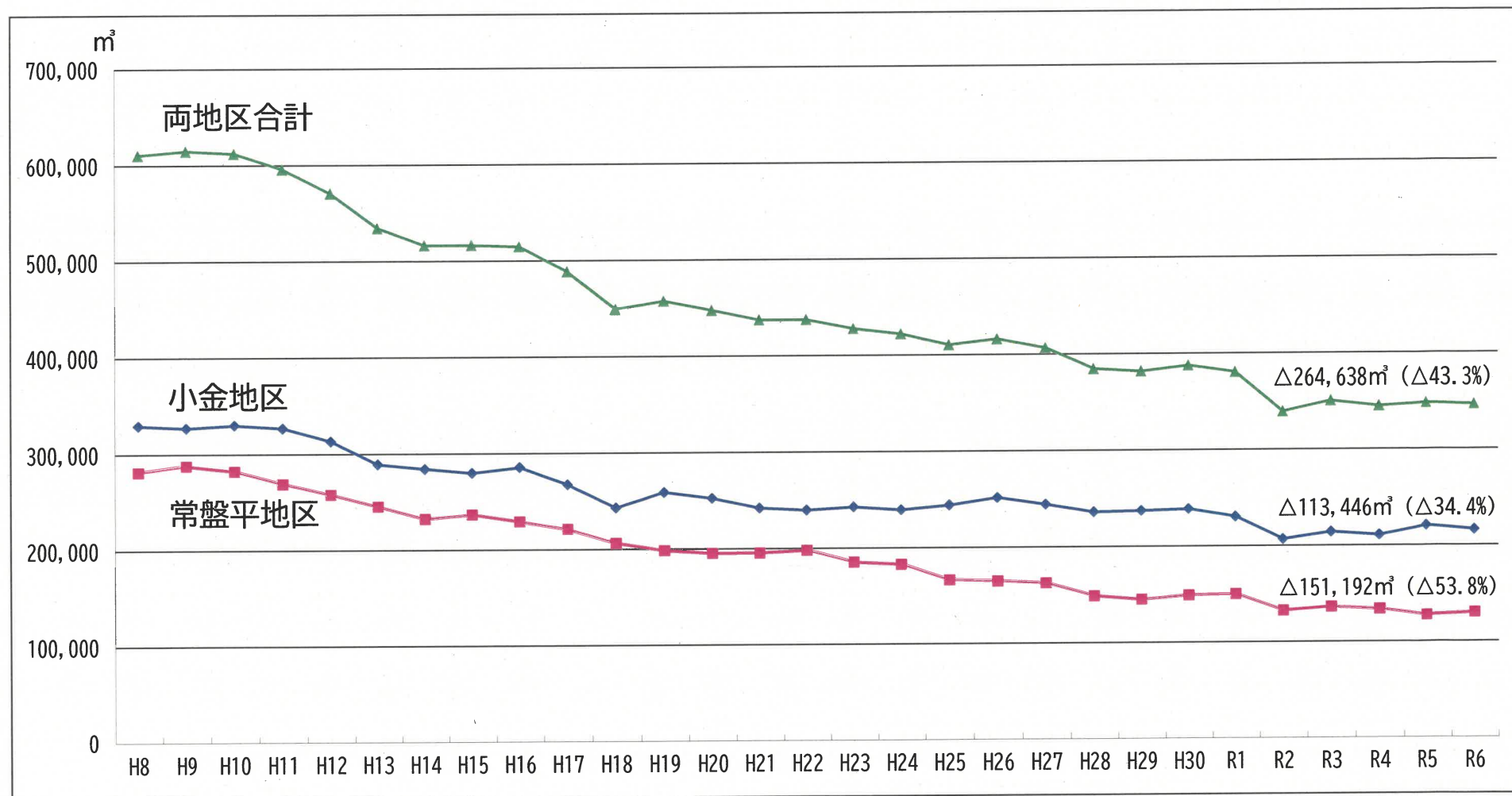
洗濯



水槽式		ドラム式	ななめドラム式
122ℓ	平均使用水量 (8kgサイズ)	95ℓ	72ℓ
3,562円	年間使用料 (2日に1回使用)	2,774円	2,102円

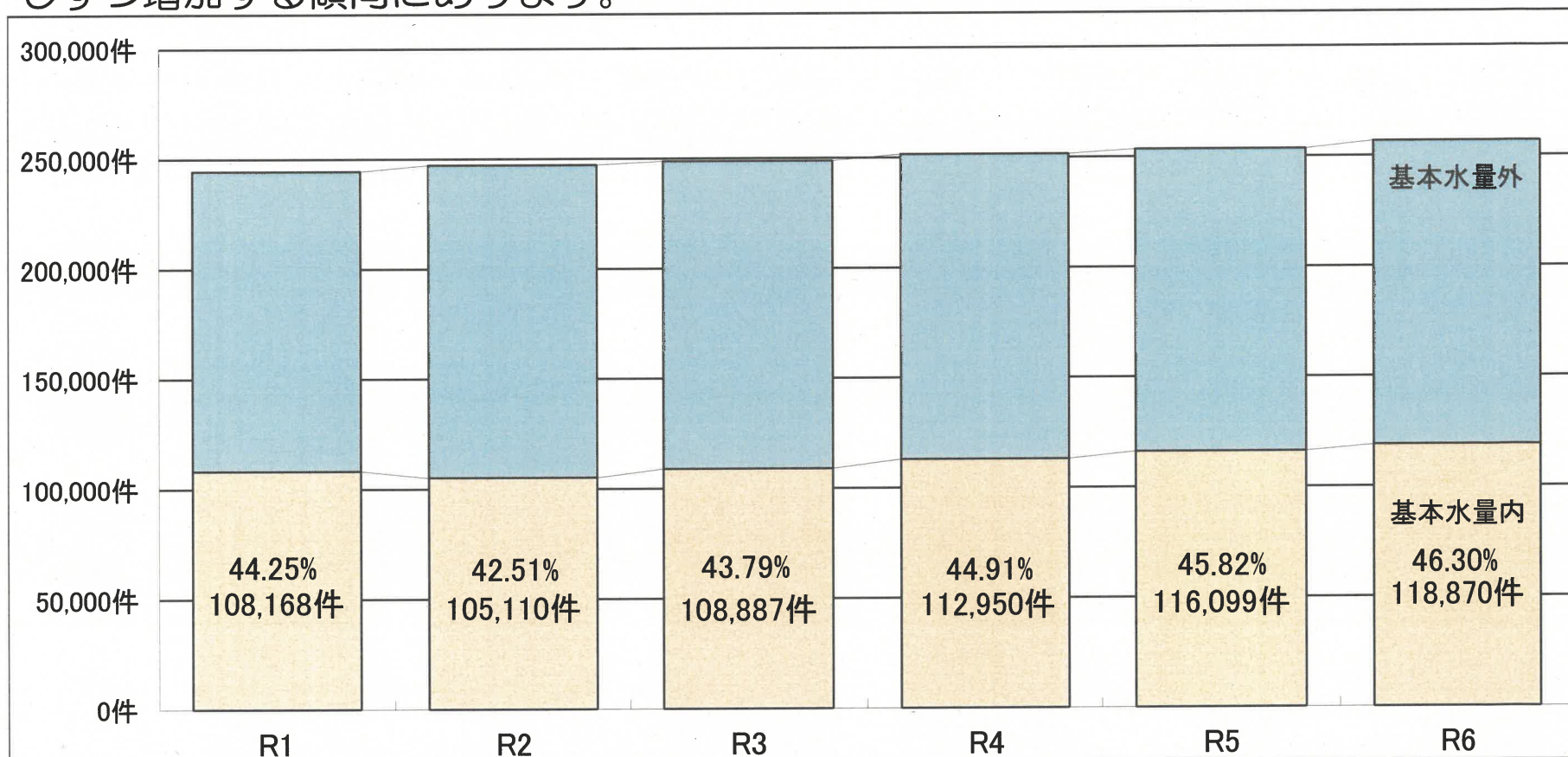
大口需要者（ベスト30）使用水量合計の推移

◎大口需要者の使用水量は減少傾向にあります。



基本水量内使用者割合の推移

◎基本水量内使用者の割合が全体の46.30%で、1か月10m³以下の使用者は少しずつ増加する傾向にあります。



	R1	R2	R3	R4	R5	R6
基本水量内	108,168件	105,110件	108,887件	112,950件	116,099件	118,870件
基本水量外	136,296件	142,129件	139,796件	138,540件	137,277件	137,841件
全 体	244,464件	247,239件	248,683件	251,490件	253,376件	256,711件
構 成 比	44.3%	42.5%	43.8%	44.9%	45.8%	46.3%

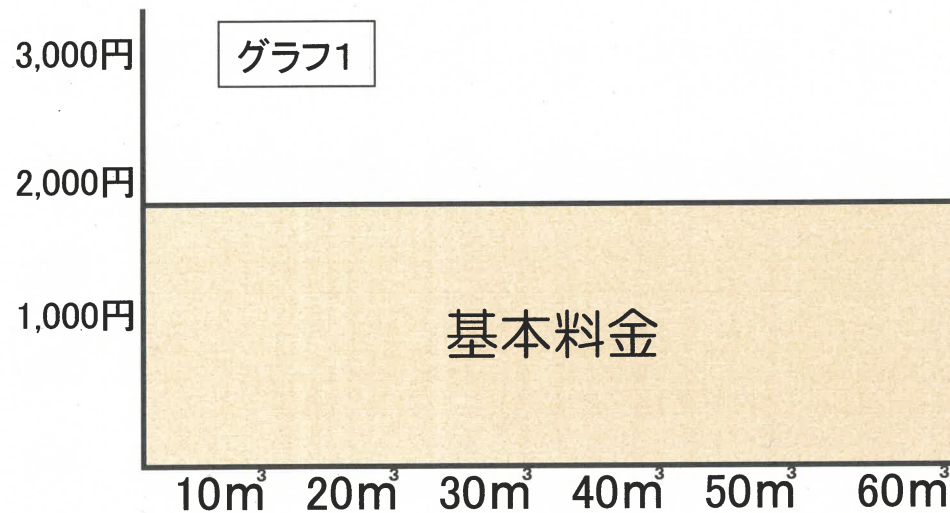
2. 料金体系について

- (1) 一部料金制と二部料金制
- (2) 用途別料金体系と口径別料金体系
- (3) 基本水量制について
- (4) 松戸市水道部における水道料金の変遷
- (5) 近隣水道事業体の料金体系

一部料金制と二部料金制

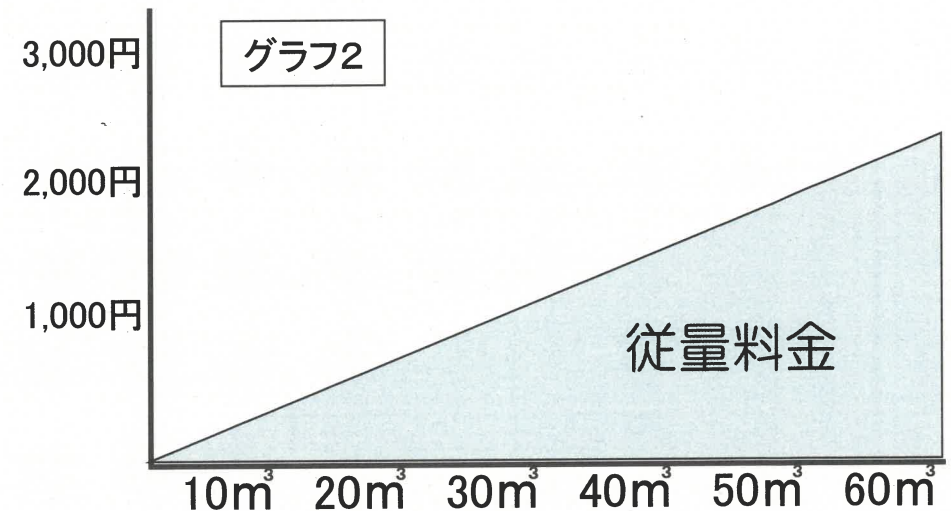
【一部料金制】

基本料金制または従量料金制のいずれかの料金設定。



↓

使用量の多寡にかかわらず定額料金となるため、負担の公平性から疑問である。



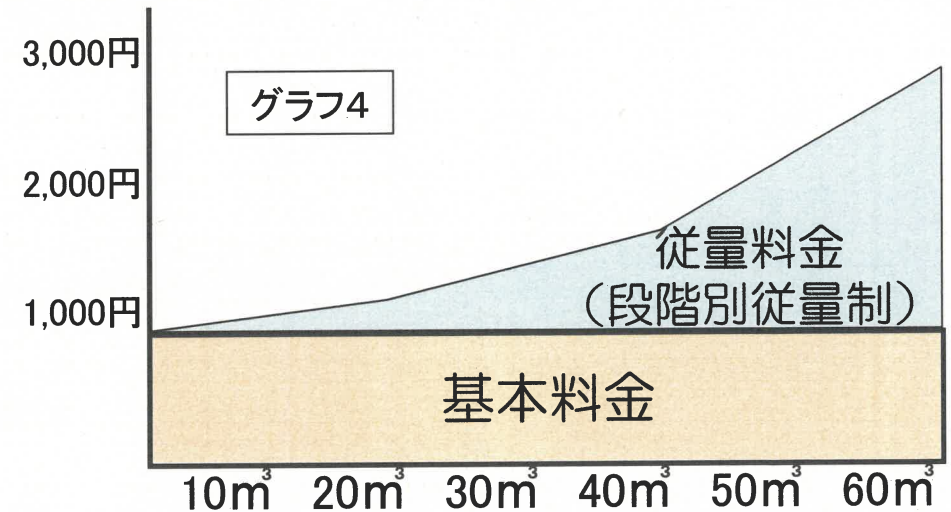
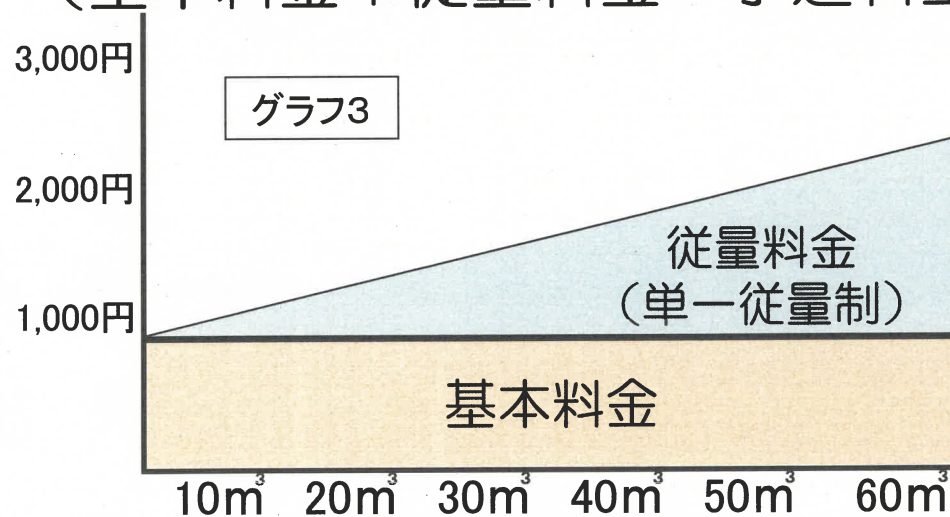
↓

水道事業は施設に係る固定費が大部分を占めるため、水の使用量にかかわらず、利用者から一定の負担を求めるべきである。

一部料金制と二部料金制

【二部料金制】

基本料金と従量料金の2種類の料金からなる料金設定。
(基本料金＋従量料金＝水道料金)



【基本料金】

基本料金は、使用水量にかかわらずお支払いいただく料金。

【従量料金】

従量料金は、使用した水量に応じてお支払いいただく料金。

【単一従量制】

1m³あたりの従量料金が一定である。

◎段階別従量制

【逦増制従量料金】

使用料が多くなるほど料金が段階的に高くなる。

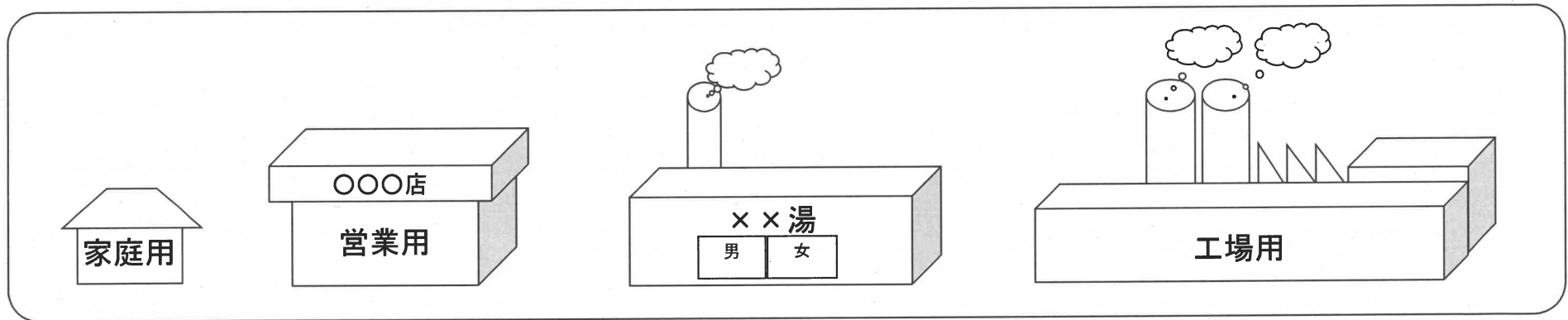
【逦減制従量料金】

使用料が多くなるほど料金が段階的に低くなる。

用途別料金体系と口径別料金体系

【用途別料金体系】

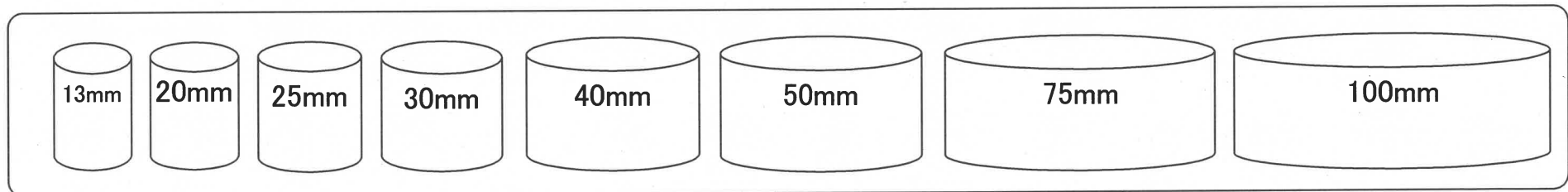
用途別料金は、家庭用・営業用・公衆浴場用・工場用など、使用用途に着目して基本料金を設定します。家庭用などの生活用水を安くする一方、営業用などは高くするものです。



【口径別料金体系】

使用者の水道メーターの口径の大きさに応じて基本料金を設定します。

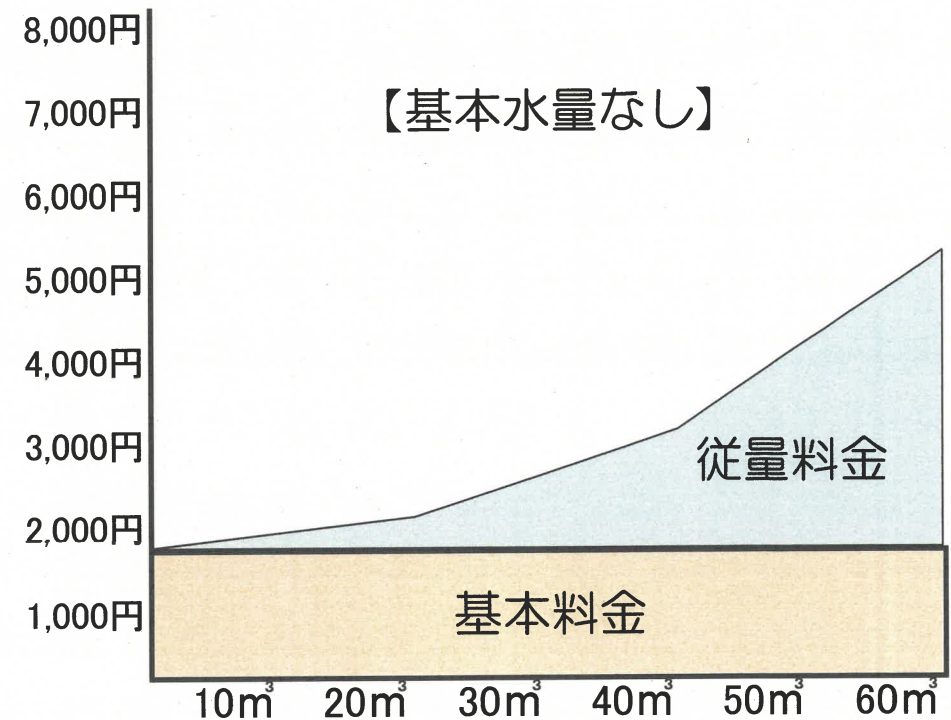
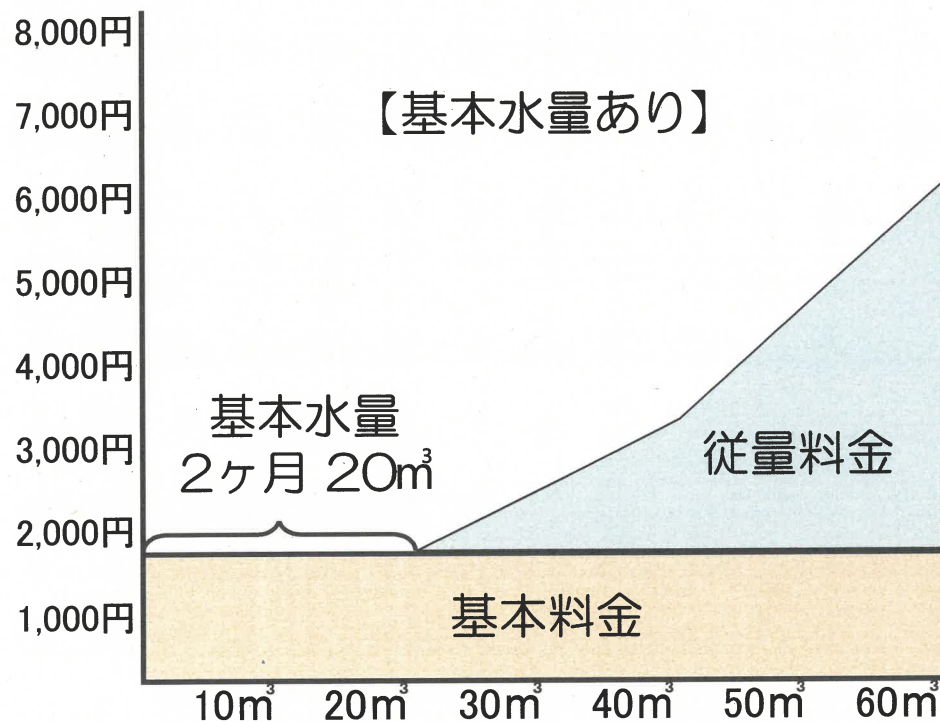
水道施設の規模は平均的に使われる水の量ではなく、最も多く使われるときの水の量で決まります。大きなメーターをつけている利用者は、一度に多くの水を使うことができることから、水道施設の費用を多く負担すべきであるという考え方です。



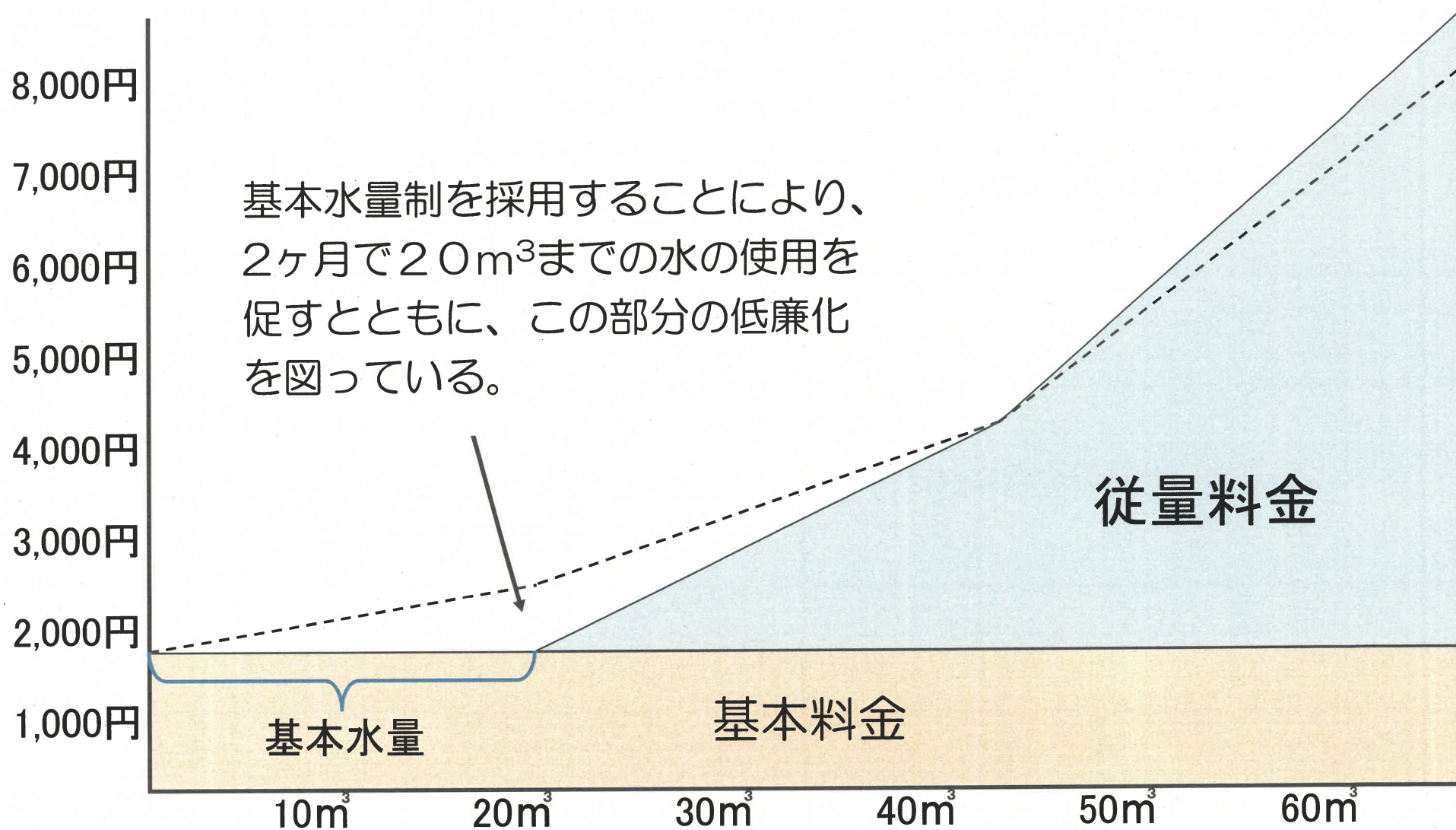
基本水量制について

【基本水量制とは】

- 基本料金に使用水量の有無にかかわらず、日常生活に必要と思われる 最低水量 (1ヶ月 10m^3 ／2ヶ月 20m^3)を付与する。
- 公衆衛生上の観点から、一定水量までの料金を定額にすることにより、その範囲における水の使用を促すとともに、その部分の低廉化を図るもの。



基本水量制について



松戸市水道事業における水道料金の変遷

昭和42年～昭和50年(9年間)

種別	用途	1月あたりの水道料金			
		基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専用	一般用	10㎡	280円	1㎡につき	37円
	公衆浴場	100㎡	1,800円	1㎡につき	25円
共用	共同使用	1世帯につき 5㎡	1世帯につき 130円	1㎡につき	27円

昭和58年～昭和60年(3年間)

※料金改定率 28.14%

種別	用途	1月あたりの水道料金			
		基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専用	一般用	10㎡	650円	11㎡から20㎡	90円
				21㎡から30㎡	130円
				31㎡から50㎡	150円
				51㎡から80㎡	190円
				81㎡以上	240円
	公衆浴場	100㎡	3,000円	1㎡につき	50円
特別使用				1㎡につき	240円

昭和51年～昭和54年(4年間)

※料金改定率 54.38%

種別	用途	1月あたりの水道料金			
		基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専用	一般用	10㎡	340円	11㎡から20㎡	40円
				21㎡から40㎡	55円
				41㎡以上	100円
	公衆浴場	100㎡	2,000円	1㎡につき	30円
共用	共同使用	10㎡	340円	1㎡につき	30円

昭和61年～平成7年(10年間)

※料金改定率 29.30%

種別	用途	1月あたりの水道料金			
		基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専用	一般用	10㎡	750円	11㎡から20㎡	120円
				21㎡から30㎡	180円
				31㎡から50㎡	210円
				51㎡から80㎡	260円
				81㎡から200㎡	300円
				201㎡以上	340円
	公衆浴場	100㎡	3,000円	1㎡につき	50円
特別使用				1㎡につき	340円

昭和55年～昭和57年(3年間)

※料金改定率 66.55%

種別	用途	1月あたりの水道料金			
		基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専用	一般用	10㎡	500円	11㎡から20㎡	60円
				21㎡から30㎡	90円
				31㎡から50㎡	120円
				51㎡から80㎡	160円
				81㎡以上	190円
	公衆浴場	100㎡	3,000円	1㎡につき	50円
共用	共同使用	10㎡	500円	1㎡につき	50円

平成8年以降(30年間)

※料金改定率 27.94%

種別	用途	1月あたりの水道料金			
		基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専用	一般用	10㎡	910円	11㎡から20㎡	160円
				21㎡から30㎡	240円
				31㎡から50㎡	270円
				51㎡から80㎡	330円
				81㎡から200㎡	370円
				201㎡以上	410円
	公衆浴場	100㎡	3,000円	1㎡につき	50円
特別使用				1㎡につき	410円

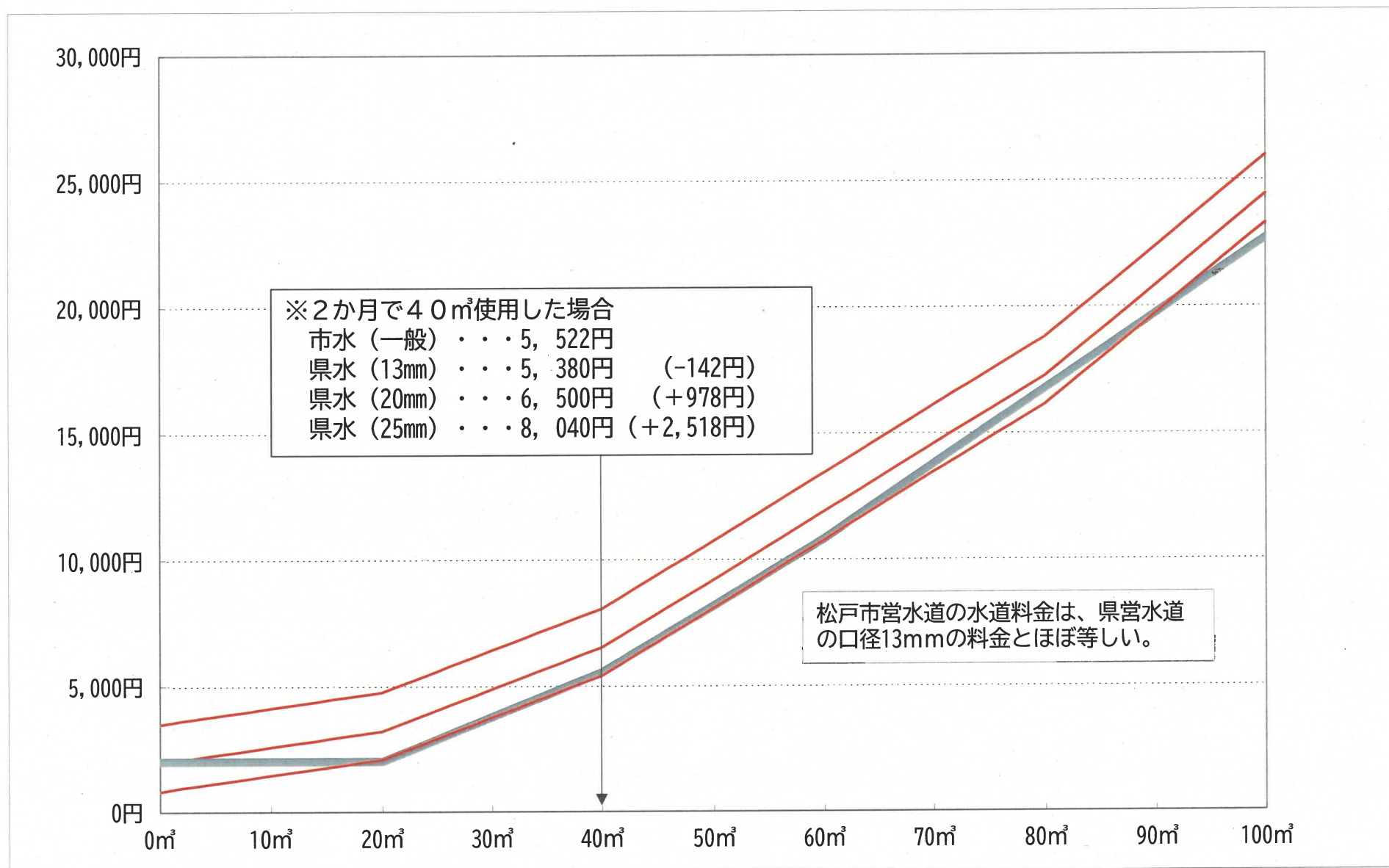
近隣水道事業体の料金体系

	料金体系	基本水量	基本水量の対象	従量料金
松戸市 (市営水道)	用途別	1ヶ月10m ³	一般用	逦増制従量料金 使用水量が多くなるほど 段階的に単価が高くなる
野田市	口径別	1ヶ月10m ³	口径13mm～25mm	
我孫子市	口径別	1ヶ月5m ³	全口径	
流山市	口径別	1ヶ月5m ³	口径13mm～25mm	
柏市	口径別	無		
習志野市	口径別			
八千代市	口径別			
千葉県	口径別			

3. 水道料金の比較について

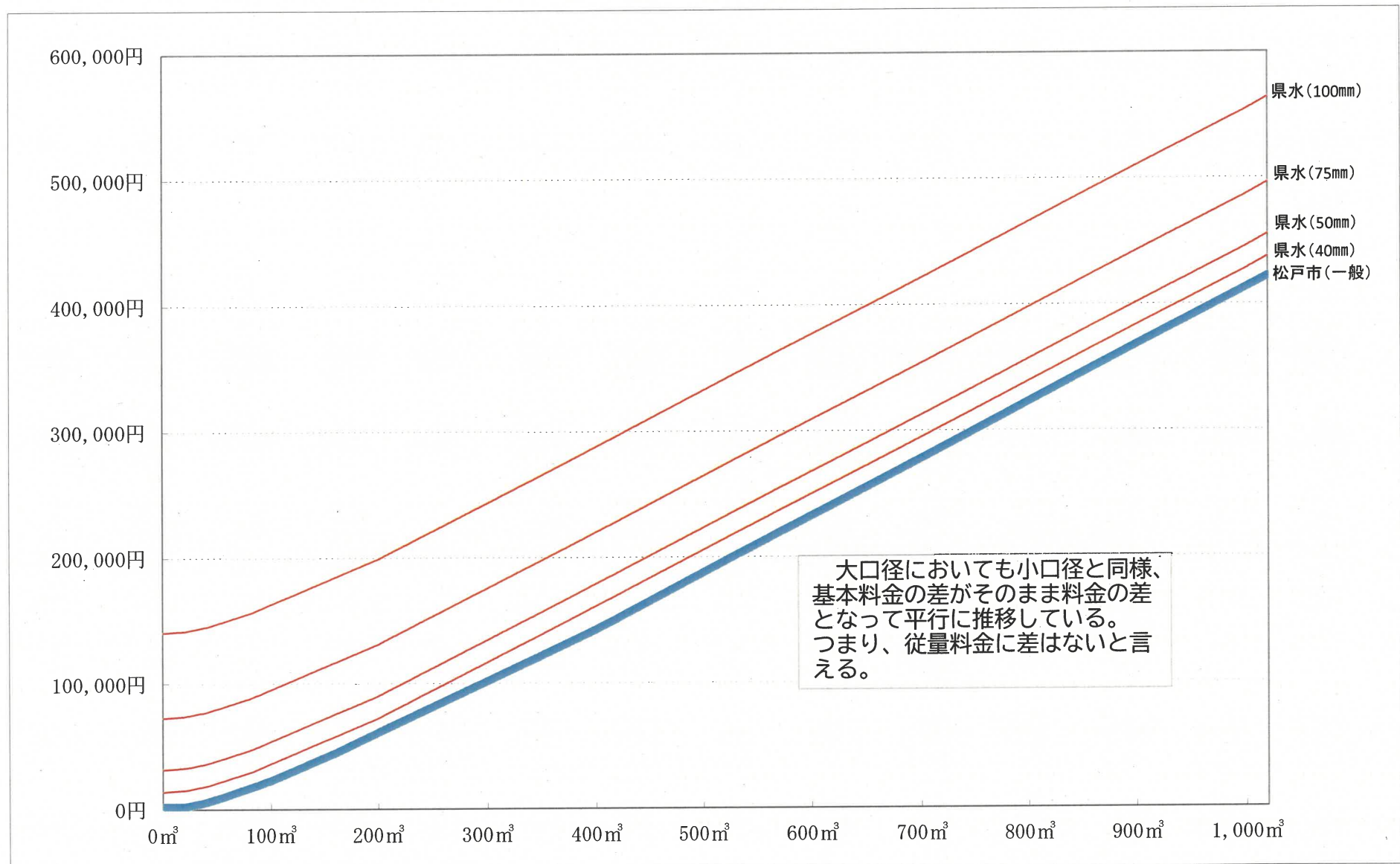
- (1) 市水と県水の水道料金比較
- (2) 近隣水道事業体の水道料金比較
- (3) 千葉県内水道料金比較

市水と県水の水道料金比較



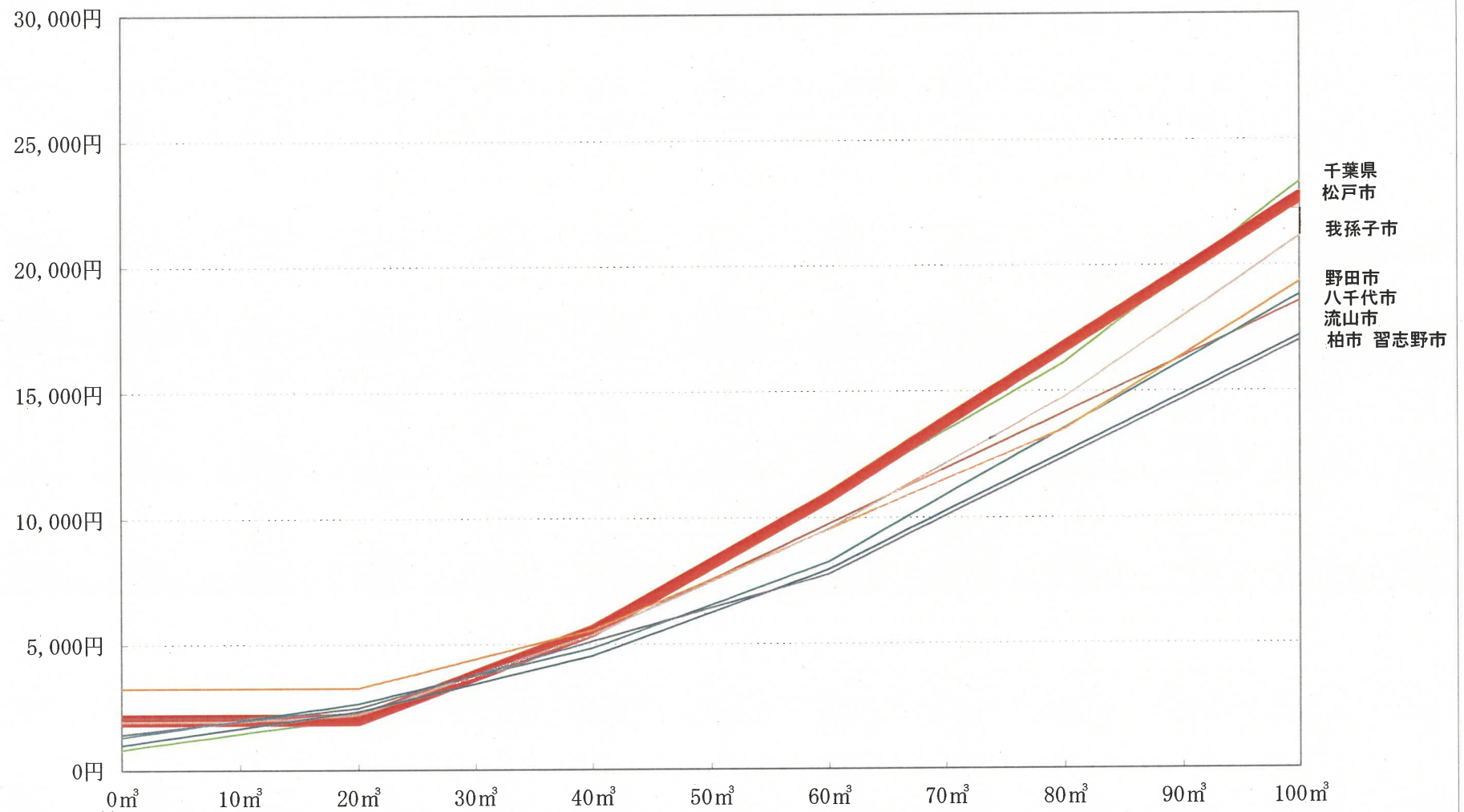
※2か月分の水道料金、消費税込み（税率10%）

市水と県水の水道料金比較 (口径40mm～口径100mm)



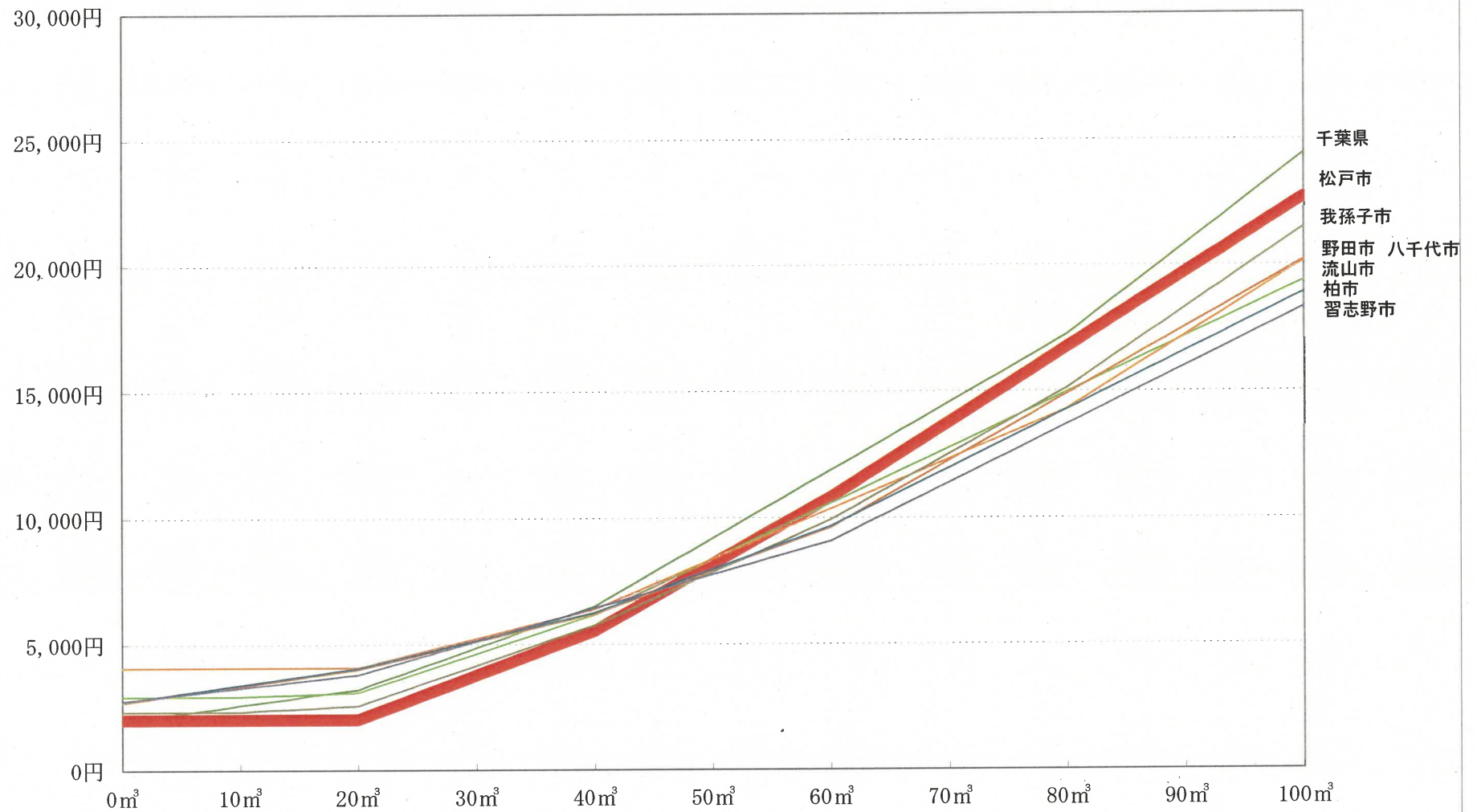
※2か月分の水道料金、消費税込み(税率10%)

近隣市の水道料金比較（口径13mm）



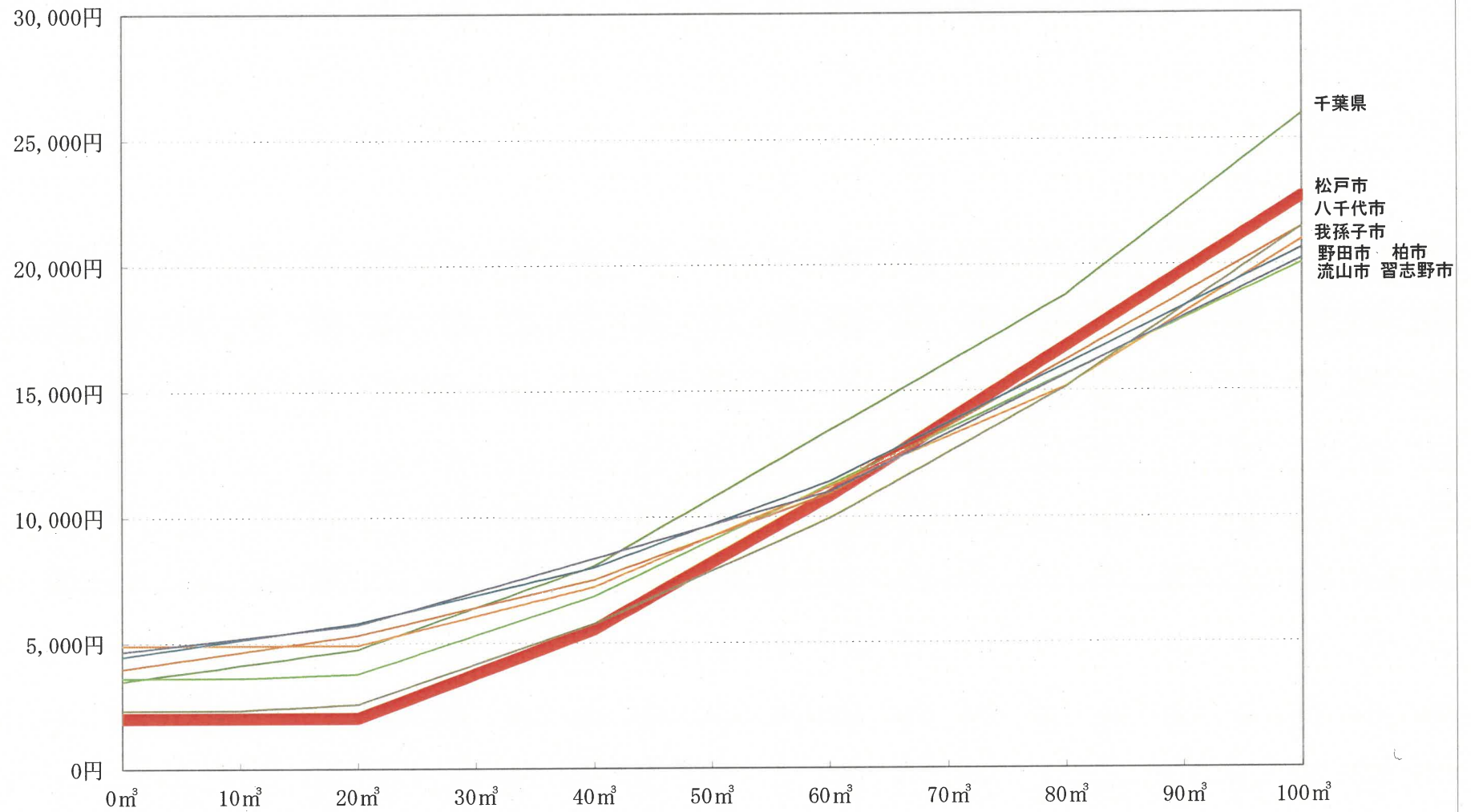
※2か月分の水道料金、消費税込み（税率10%）

近隣市の水道料金比較（口径20mm）



※2か月分の水道料金、消費税込み（税率10%）

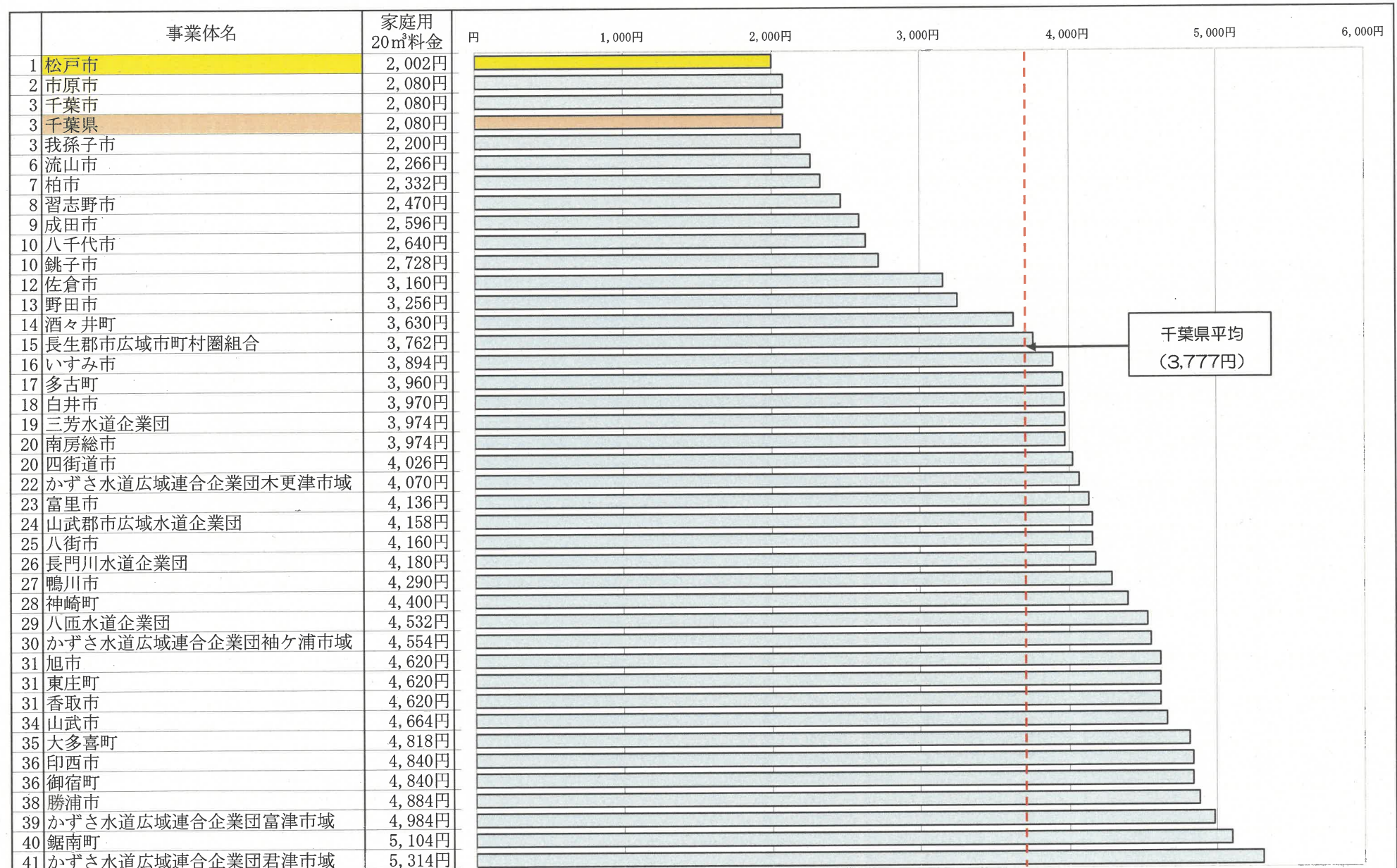
近隣市の水道料金比較（口径25mm）



※2か月分の水道料金、消費税込み（税率10%）

千葉県内水道料金比較 (口径13mm、2ヶ月で20m³使用した場合)

令和7年4月1日現在

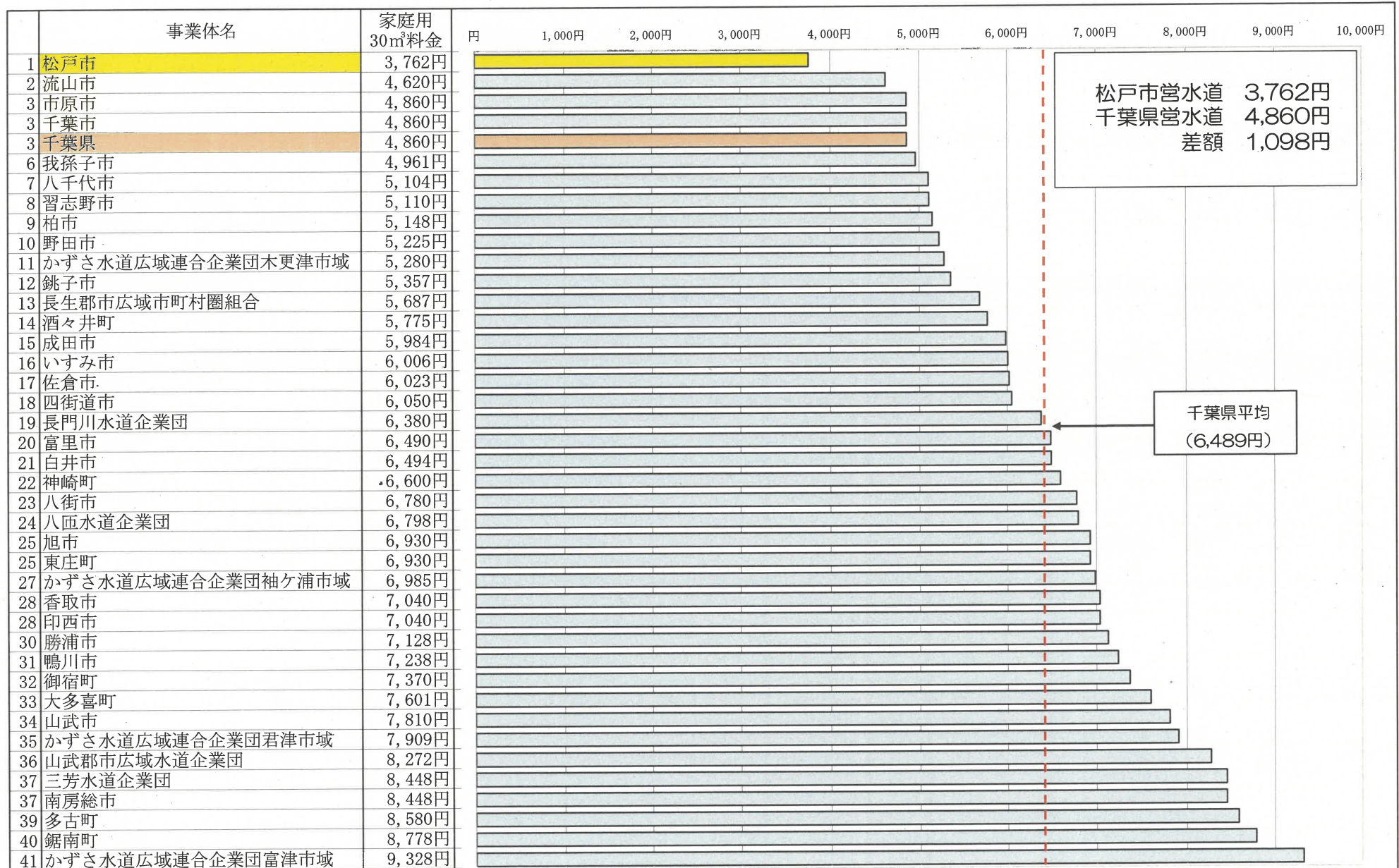


※消費税込み (税率10%)

※口径別 (口径13mm) と用途別 (一般) で比較

千葉県内水道料金比較 (口径20mm、2ヶ月で30m³使用した場合)

令和7年4月1日現在



※消費税込み(税率10%)

※口径別(口径20mm)と用途別(一般)で比較

3. 水道料金改定のポイント

- (1) ポイント1 料金体系について
- (2) ポイント2 基本水量制について
- (3) ポイント3 従量料金について

ポイント1. 料金体系について

【現行の料金体系】
用途別料金体系



合理的な用途区分が困難

使用用途に着目して、生活水の低廉化を図る一方、営業用などは基本料金に差を設けるもの。

しかしながら、店舗兼住居の場合などは合理的な用途区分が困難であるため、設立当初から一般用と公衆浴場用の2つの区分となった。公衆浴場は現在1件しかないため、口径に関係なく同一料金となっている。県水と比較すると、大口径になるほど料金の格差がある。



料金体系は、口径別料金体系に見直すべきか？

※常盤平団地の特殊事情

昭和30年始めに建てられた常盤平団地では、トイレのタンクを無くし、レバーを引くと直結給水の水压により洗浄するフラッシュバルブを採用していることから、口径25mmの水道メーターを使用しています。

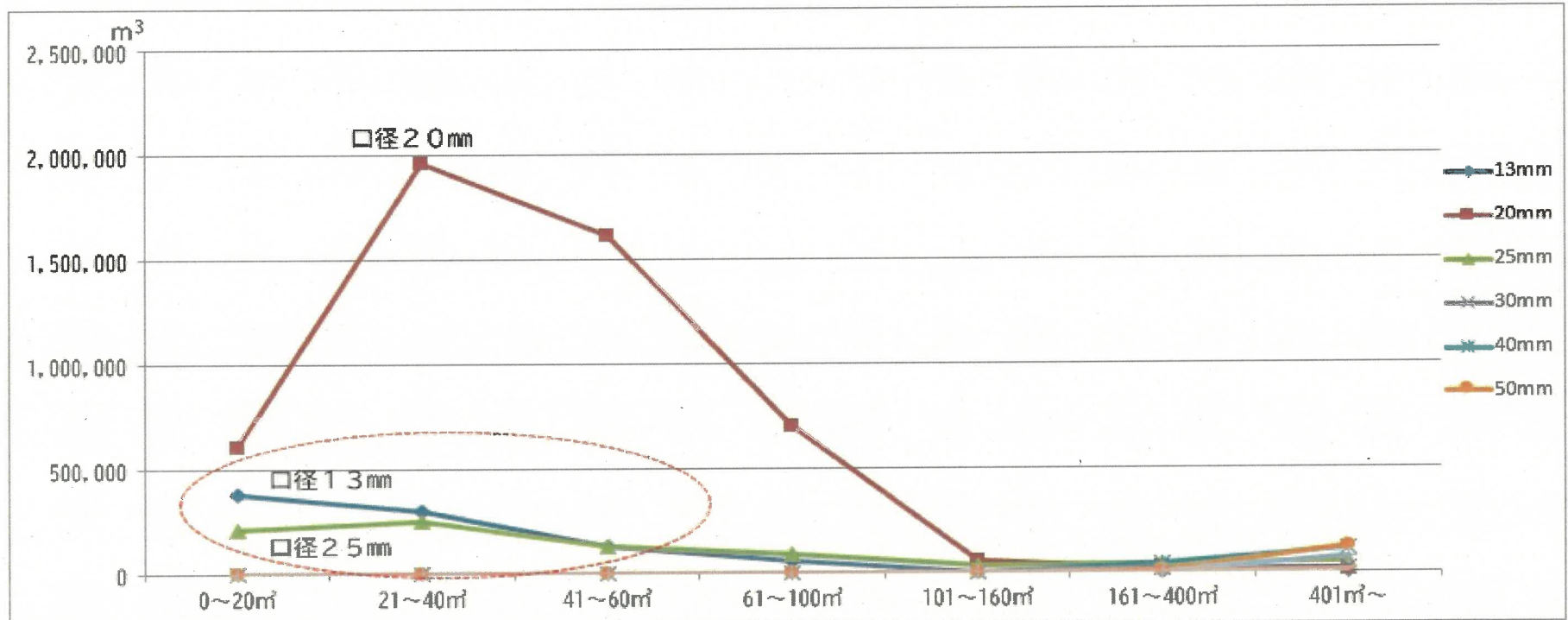
現地調査をしたところ、水栓数（蛇口の数）は6栓から7栓のところが多く、この栓数であれば、松戸市給水装置工事施行基準では通常口径20mmの水道メーターを取り付けることとなりますが、この給水用具は1回に出る水量が多いことから、松戸市給水装置工事施行基準にも日本水道協会発行の水道施設設計指針にも25mm以上の口径を使用することとしています。このような事情は、約5,000戸ある常盤平団地の約85%の戸数が該当します。

また、フラッシュバルブを採用することには次のようなメリットが考えられます。直結給水であることから受水槽がないため、維持管理費が発生しないこと。飲用する水も衛生的であること。一度にたくさんの水を使用することができることが挙げられます。

しかしながら、常盤平団地は普通の一般家庭であり、口径25mmの水道メーターの使用水量を調べてみると、口径13mmの水道メーターとほぼ同じような使用水量であり、決して多いとは言えません。よって、この特殊事情に対する対応については、慎重に検討しなければならないと考えています。

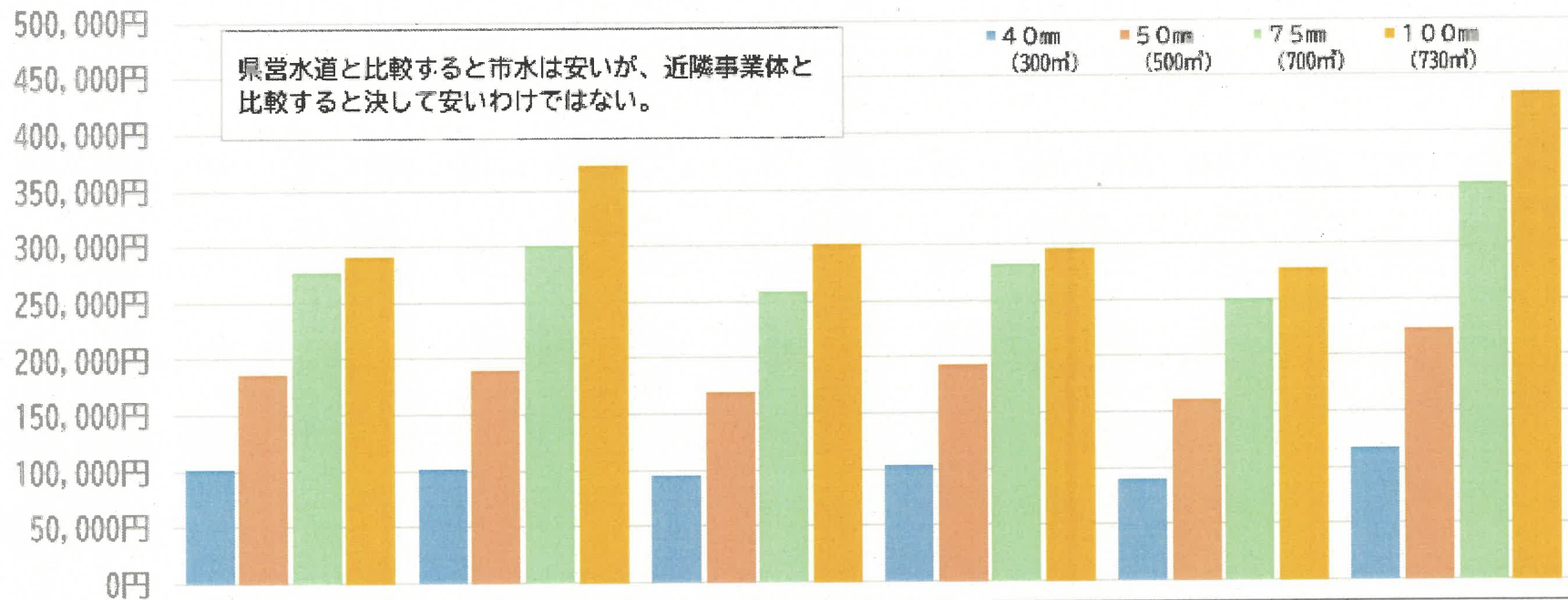
口径別使用水量

◎口径25mmのメーターの使用水量は、口径13mmのメーターの使用水量と似ており、決して多いとは言えない。



口径	0~20m³	21~40m³	41~60m³	61~100m³	101~160m³	161~400m³	401m³~	合計	割合	
13mm	380,014	304,640	134,670	58,565	6,909	6,676	0	891,474	12.44%	93.47%
20mm	612,088	1,964,787	1,614,290	706,824	57,409	23,530	8,072	4,987,000	69.62%	
25mm	213,267	251,345	130,680	91,435	34,620	41,533	54,267	817,147	11.41%	
30mm	1,467	3,416	3,946	5,209	7,164	19,454	18,751	59,407	0.83%	6.53%
40mm	685	2,495	3,958	6,514	6,802	41,821	115,221	177,496	2.48%	
50mm	351	486	1,106	2,388	3,113	11,722	123,113	142,279	1.99%	
75mm	8	0	0	316	236	2,743	74,392	77,695	1.08%	
100mm	48	0	112	89	274	1,261	8,640	10,424	0.15%	
合計	1,207,928	2,527,169	1,888,762	871,340	116,527	148,740	402,456	7,162,922	100%	100%
割合	16.86%	35.29%	26.37%	12.16%	1.63%	2.08%	5.62%	100%		

大口径の料金比較



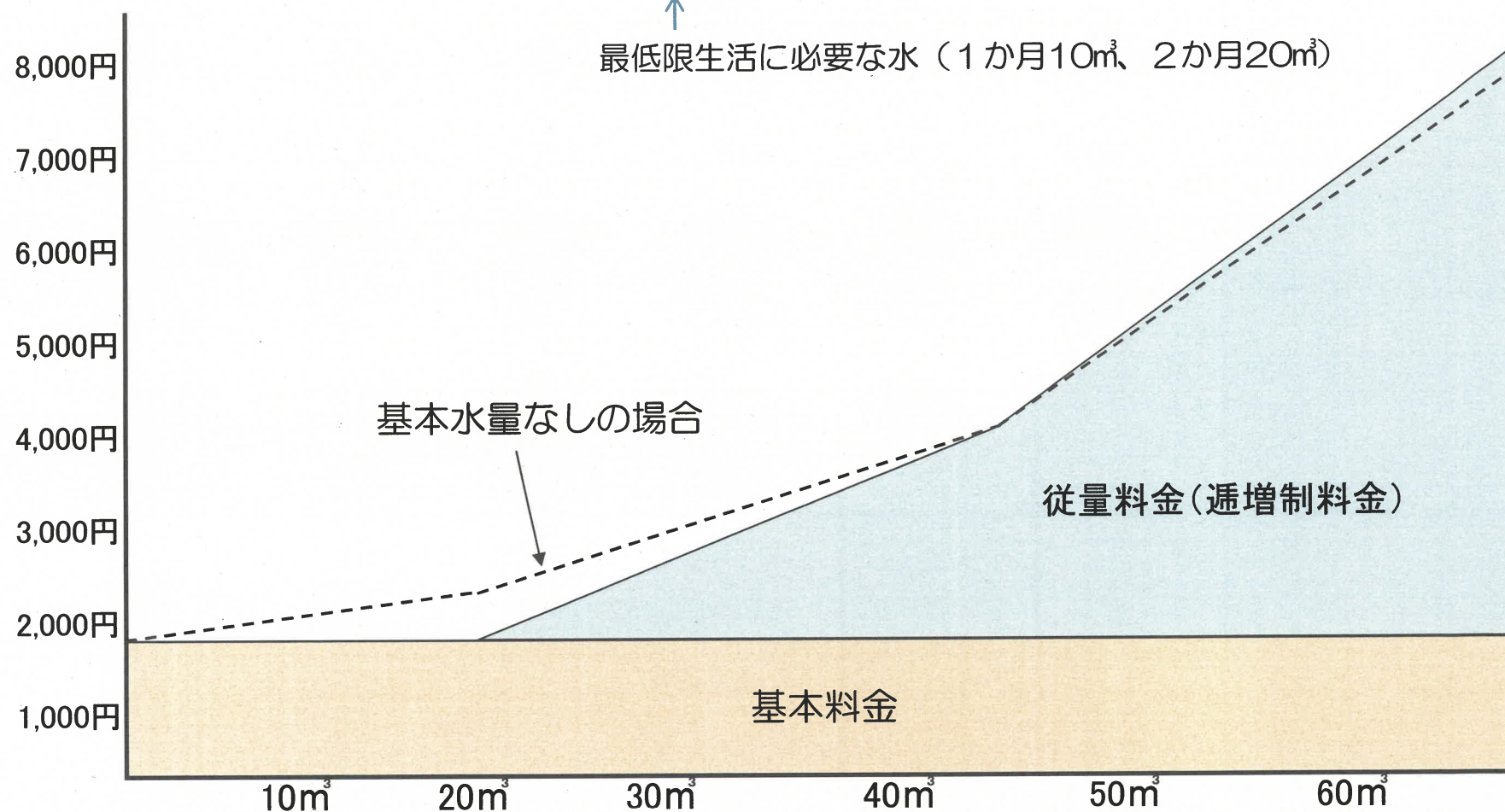
※大口径ごとの平均的使用水量で料金を比較

ポイント2. 基本水量制について

基本水量制の目的

- ① 一定の水量を付与し、その範囲の使用を促すことによる公衆衛生の向上。
- ② 生活用水の低廉化

↑
最低限生活に必要な水（1か月10m³、2か月20m³）



- 普及率 . . . 99.94% (小金地区 99.92% 常盤平地区 100%)

↑ 公衆衛生の向上という社会的役割は、ほぼ達成されている。

- 使用者二一ズの変化 基本水量内使用者の増加 (R6年度末 46.30%) → (節水しようという意欲が湧かない 一律料金であることへの不公平感)

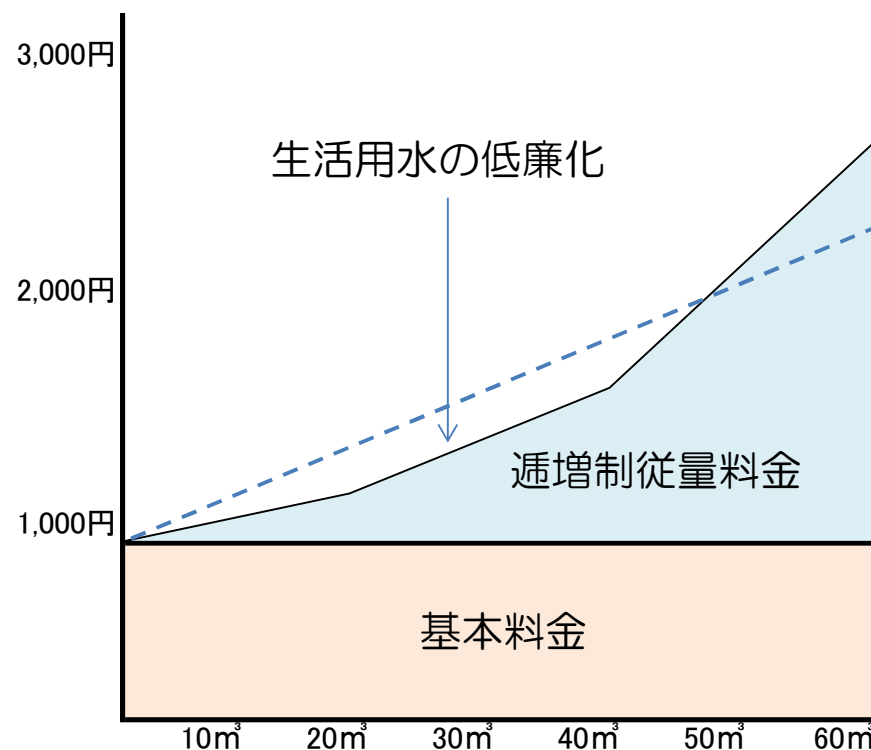
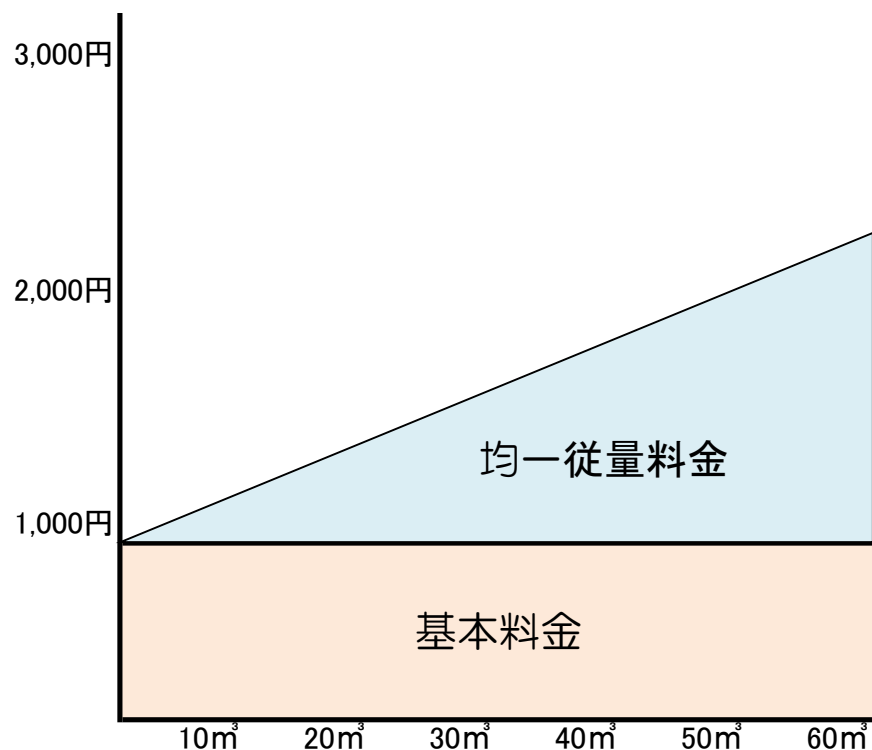
- 国等の動き 平成8年「水道料金制度調査会答申」(社団法人 日本水道協会)
 「節水意識を増進させ、原価配賦面での公平性を期する観点から、今後は原則として基本水量制をとらないこととする。」

平成11年「水道基本問題検討会報告」(厚生労働省)
 「もともと低く設定された家庭用料金については、需要者のコスト意識が十分働いていないという指摘もある。また、基本水量制については単身者等の節水意識を阻害しているという面もあり、その意味を見直す必要がある。」

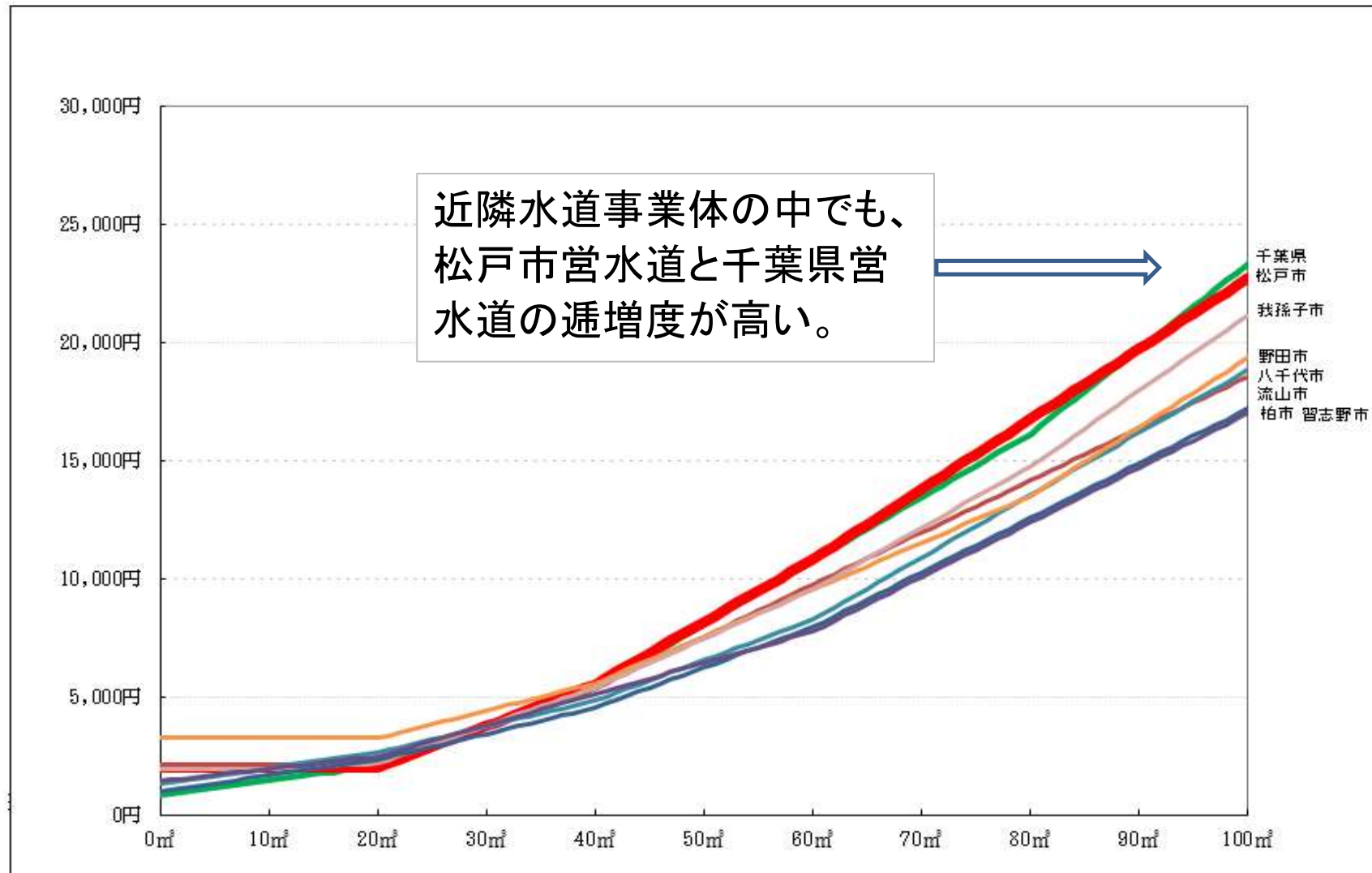
令和7年「水道料金算定要領」改定(社団法人 日本水道協会)
 「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとする。」

ポイント3. 従量料金について

水道料金算定要領では、「従量料金は均一料金制が原則であるとされています。これは1 m^3 当たりの料金は均しくあるべきとの考え方からです。しかしながら、均一料金制では最も使用水量の多いところの料金が急激に上がる事となるため、多くの事業体で逓増制が採用されています。本市においても、昭和51年から生活水の低廉化のために大口需要者が小口需要者のコストの一部を負担する逓増制従量料金を採用してきました。



近隣水道事業体の水道料金比較（口径13mm）



松戸市営水道エリアは、小口径が大部分を占めるため、生活用水の低廉化を図るとはいえ、大口需要者にばかり負担を強いるのにも限界がある。



また、「水の使用実態の変化」として基本水量内使用者が増え、大口使用者の使用水量が減少傾向にあります。生活用水部分の単価を低く抑えた分を大口使用者から回収しきれなくなっている。



従量料金の設定には、原価主義に基づく受益者負担の原則を徹底し、少量使用者にもコストに見合った負担を求めたいところである。しかしながら、基本水量制を見直すことによって、急激な負担増とならないよう配慮する必要があることから、現行の逦増制従量料金は維持するとともに、県水とのバランスを考えながら従量料金の設定を行うのが良いのではないかと。（段階的な見直し）